

## 会 議 録

会議録	平成26年度 第16回 長洲町教育委員会会議		
招集年月日	平成27年3月27日(金)		
招集場所	長洲町役場第一委員会室		
出席者	大山委員長・木下委員・松岡委員・伊津野委員・松本教育長		
職務説明責任者	松本学校教育課長、山隈生涯学習課長、荒木学校教育課長補佐		
会議録作成者	荒木学校教育課長補佐を指名		
会 議	日程番号	事件番号	事件内容
	第 1		議事日程について
	第 2		会議録署名委員の指名について
	第 3	議案第29号	長洲町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
	第 4	議案第30号	長洲町教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則について
	第 5	議案第31号	長洲町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
	第 6	議案第32号	長洲町教育委員会公印に関する規程の一部を改正する規程について
	第 7	報告第48号	長洲町教育振興基本計画について
	第 8	報告第49号	長洲町スポーツ推進計画について
	第 9	報告第50号	町議会一般質問について
第 10	報告第51号	生徒指導について	(非公開)

## 会議録

委員長：本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議は成立します。それでは、平成26年度第16回教育委員会会議を開会いたします。あらかじめお諮りします。会議の議題及び順序は事前に通知したとおりでよろしいか伺います。また、日程番号第10報告第51号は個人情報等に関する問題となるので非公開議案として審議したいと思いますがよろしいですか。

各委員：異議なし。

委員長：日程番号第1、議事日程について、本日1日間とします。よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：日程番号第2、会議録署名委員の指名について、木下委員を指名します。

委員長：日程番号第3、議案第29号 長洲町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

松本課長：議案第29号 長洲町教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。このことについて、別紙のとおり規則の一部改正をしたいので、教育委員会の承認を求める。平成27年3月27日提出、長洲町教育長松本昇です。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、新教育長が特別職として教育委員長と教育長が1本化されることに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第3、議案第29号 長洲町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、この件は承認いたします。

委員長：はい、それでは、日程番号第4、議案第30号 長洲町教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

松本課長：議案第30号 長洲町教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則についてでございます。このことについて、別紙のとおり規則の一部改正をしたいので、教育委員会の承認を求める。平成27年3月27日提出、長洲町教育長松本昇です。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、新教育長が特別職として教育委員長と教育長が1本化されることに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第4、議案第30号 長洲町教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則について、この件は承認いたします。

委員長：はい、それでは、日程番号第5、議案第31号 長洲町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

松本課長：議案第31号 長洲町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてでございます。

このことについて、別紙のとおり規則の一部改正をしたいので、教育委員会の承認を求め  
る。平成27年3月27日提出、長洲町教育長松本昇です。提案理由でございます。地方  
教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、新教育長が特別職として教育委員長  
と教育長が1本化されることに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を  
提出する理由である。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第5、議案第31号 長洲町教育委員会公告式規  
則の一部を改正する規則について、この件は承認いたします。

委員長：はい、それでは、日程番号第6、議案第32号 長洲町教育委員会公印に関する規程の一  
部を改正する規程について、説明をお願いします。

松本課長：議案第32号 長洲町教育委員会公印に関する規程の一部を改正する規程についてござ  
います。このことについて、別紙のとおり規則の一部改正をしたいので、教育委員会の承  
認を求め。平成27年3月27日提出、長洲町教育長松本昇です。提案理由ございま  
す。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、新教育長が特別職として教  
育委員長と教育長が1本化されることに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、こ  
の議案を提出する理由である。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第6、議案第32号 長洲町教育委員会公印に関  
する規程の一部を改正する規程について、この件は承認いたします。

委員長：はい、それでは、日程番号第7、報告第48号 長洲町教育振興基本計画について、説明  
をお願いします。

松本課長：報告第48号 長洲町教育振興基本計画について、このことについて、別紙のとおり報告  
します。平成27年3月27日、長洲町教育長松本昇です。次のページをお願いします。  
(以下 別紙にて報告)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

木下委員：最終的な意見として先日の策定委員会でのお話について、お聞かせください。

委員長：先日、文科省が性的少数者への対応の必要性について文書を発出されましたので、今回の  
計画のなかで、少し言及した方がいいのではないかとのお話がありました。それを受け、  
総論の第2章(3) 学校教育におけるニーズの多様化の文章の中にある、特別支援教育  
の充実も必要となっています。という部分を特別支援教育の充実や多様な支援を要する児  
童生徒への適切な配慮も必要となっています。とした方がいいのでは、とのご意見があり、  
その旨修正することとなりました。その他では、この計画の施策が進むように努力してい  
きますと申し上げました。そして、原案どおり承認していただきました。

木下委員：いつ頃完成するのでしょうか。

松本課長：契約が年度末までですので、来週31日には、完成品が納品されます。

木下委員：各学校はもちろんのこと、関係各所への配布方よろしくをお願いします。

松本課長：はい。

委員長：ほかにご質問等ございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第8、報告第49号 長洲町スポーツ推進計画について、説明をお願いします。

山隈課長：報告第49号 長洲町スポーツ推進計画について、このことについて、別紙のとおり報告します。平成27年3月27日、長洲町教育長松本昇です。次のページをお願いします。  
(以下 別紙にて報告)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

伊津野委員：保護者の間で、運動部活動はあと1年しかないんじゃないかとお尋ねがありましたが、実際どういうお話になっているのでしょうか。

山隈課長：昨日4小学校の部活動の主任の先生集まっていたいただきました。その中でも委員言われたようなお尋ねがありました。それに対しては、3月の校長会のときに平成27年度の予算にこの運動部活動の移行に関して検討するための委員会を開催したいので、その検討委員会のための予算を組みました。そして、平成27年度から検討していきますというご説明をいたしました。そのお話がどういう風に周りの方に伝わったのかは解りませんが、平成27年度から部活動がなくなるということは、どこからも話はしていないと思います。ただ、県の方は、基本的には地域の社会体育の方に移行したとの方針を示されましたので、まずは、このお話が出てきた経緯や方針の中身などをお話していきたいと思います。そして、社会体育の方では、どのような受け皿があるのかというお話までしていこうと思っております。当然、いろいろなご意見があろうかと思っております。

委員長：私も先日他の方から、委員と同じような話を聞きました。

教育長：今後各学校では、PTA総会や保護者の方に集まっていた場で、平成27年度には運動部活動の社会体育への移行についての検討をしていきますといったことを話していただくと思います。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第9、報告第50号 町議会一般質問について、説明をお願いします。

松本課長・山隈課長：報告第50号 町議会一般質問について、このことについて、別紙のとおり報告します。平成27年3月27日、長洲町教育長松本昇です。次のページをお願いします。  
(以下 別紙にて報告)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：日程番号第10報告第51号は個人情報等になりますので、関係者以外の方は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定及び先の決議により非公開としますので退席してください。

（非公開）

委員長：では、これで本日の全日程を終了します。